## 令和4年第32回定例公安委員会会議録

開催日時 令和4年11月10日(木)午後0時25分~午後4時

開 催 場 所 警察本部各執務室、鳥取警察署執務室 (リモート)

#### 第 1 定例会議

- 1 開催時間 午後1時30分~午後2時35分
- 2 出席者

公安委員会 久本委員長 衣笠委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 笠田首席監察官

前田生活安全部長 河本刑事部長 柴田交通部長

加藤警備部長 植木警察学校長 見垣情報通信部長

前田警務部参事官 岡山鳥取警察署長

(事務局等~畔田公安委員会補佐室長)

- 3 議題事項
- 4 報告事項
  - 〇公文書開示請求等の状況 (令和4年7月~9月) (警務部)
  - 〇鳥取県警察音楽隊「第20回ふれあいコンサート」の開催(警務部)
  - 〇年末及び年始における特別警戒取締りの実施 (生活安全部)
  - 〇警察・児童相談所の児童虐待対応合同研修会の開催(生活安全部)
  - 〇鳥取警察署の取組 (活動) 状況 (鳥取警察署)
- (1)公文書開示請求等の状況(令和4年7月~9月)(警務部)

#### 警察本部

本年7月から9月までの公文書開示請求は、公安委員会宛ての請求はなく、警察本部長宛ての請求が25件であった。また、個人情報開示請求については、公

安委員会宛ての請求はなく、警察本部長宛ての請求は7件であった。 引き続き、条例等に基づき適切に対応していく。

### 委員

条例等に基づいて適切な対応をしていただきたい。

### 委員

開示請求の13番の対象文書は不存在でよいか。

## 警察本部

13番の対象文書については保存期間が満了により廃棄されていることから、現時点では文書が存在していないという結論に達し、不存在となった。

## 警察本部

一般的に、会計文書については、全国統一で保存期間5年が基本となっており、5年を超えたものは、原則、廃棄される。重要な文書であれば、保存期間が10年、20年、30年などとされ、場合によっては公文書館に移管しているものもあるかもしれないが、会計文書の保存期間については5年ということを念頭に置いていただければよいと思う。

#### 委員

引き続き、適切な対応をしていただきたい。

(2)鳥取県警察音楽隊「第20回ふれあいコンサート」の開催 (警務部)

#### 警察本部

鳥取県警察音楽隊では、警察広報を効果的に推進し、県民と警察の融和を図ることを目的として、平成12年から県内の東・中・西部地区を巡回する定期演奏会「ふれあいコンサート」を年1回開催しており、本年で20回目となる。本年は、11月19日午後2時から、倉吉未来中心大ホールにおいて開催する。「ふれあいコンサート」では、警察音楽隊によるステージドリル演奏に加え、倉吉警察署員による寸劇を交えた特殊詐欺被害防止広報などを行う。

開演前及び休憩時間には、DVDを活用した特殊詐欺被害防止広報、交通安全 広報などを行うほか、各種警察広報ポスターの展示などを行う。

開催に際し、新聞、ラジオで告知しているほか、県警察ホームページやフェイスブックへの記事掲載、ポスター掲示等による広報を行う。

# 委員

警察音楽隊員には、希望者が入るのか。

#### 警察本部

本人の希望、適正等を踏まえ、配置している。

#### 委員

警察音楽隊の活動は、警察を県民により身近に感じてもらえる活動だと思う。 この「ふれあいコンサート」を楽しみにされている県民がたくさんいると思うの で、しっかり練習し、有意義なコンサートにしていただきたい。

### 委員

警察音楽隊の活動が、県民に浸透していないところもあると思うので、警察の活動を知っていただくためにも、少しでも多くの方に参加していただきたいと思う。コンサートの会場では、特殊詐欺広報等をするということなので、音楽と併せて、県民に対して様々な広報を行っていただきたい。

(3) 年末及び年始における特別警戒取締りの実施(生活安全部)

#### 警察本部

年末及び年始に発生が予想される各種事件、事故等を抑止するため、地域の犯罪情勢に応じたきめ細かな警察活動を推進し、県民生活の安全と安心を確保することを目的として、特別警戒取締りを実施する。

期間は、本年12月1日から令和5年1月5日までの間であり、3期に分けて実施する。第1期は、12月1日から同月11日までを広報啓発期間として、自治体を始めとする関係機関、防犯ボランティア等と協働した犯罪被害防止及び交通事故防止のための各種広報啓発活動を重点的に実施する。第2期は、同月12日から31日までを重点警戒期間として、金融機関、コンビニエンスストア、深夜営業のスーパーマーケット等に対する立ち寄り警戒活動を強化する。また、街頭活動の強化のほか、防犯ボランティア団体等と連携した合同パトロールを行う。第3期は、1月1日から1月5日までを初詣等雑踏警戒期間として、初詣等に伴う雑踏事故防止活動を行う。そのほか、12月9日及び同月15日の2日間を、県下一斉の活動日として、特殊詐欺被害防止、鍵掛け、万引き被害防止等について広報啓発活動を実施予定である。

期間中、各警察署では、各種犯罪被害防止の広報啓発活動のほか、防犯ボランティア等との出動式・合同パトロール、繁華街等における警戒活動等を計画しており、犯罪抑止対策を推進していく。

# 委員

年末に向けて気忙しくなってくるが、県民生活の安全と安心を確保するための 大切な取組だと思う。

防犯ボランティア団体と協働して活動するとのことだが、具体的にどのような 団体があるのか。

## 警察本部

地域で青色防犯パトロールしていただいている団体であったり、少年非行防止 の活動をされている団体、地域の防犯ボランティア団体などがある。

## 委員

韓国の雑踏事故は、大変衝撃を受けた。雑踏事故は起きないだろうという意識ではなく、しっかりと雑踏事故防止活動をお願いする。

#### 委員

年末から年始にかけて、警察と県民が一体となって、できることをしっかり取り組んでいただきたい。

(4) 警察・児童相談所の児童虐待対応合同研修会の開催 (生活安全部)

### 警察本部

児童虐待事案については、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護を最優先とした対応が最も重要であり、そのためには児童相談所等の関係機関と警察との連携が重要である。特に、危険性が高い状況下で行われる児童相談所の立入検査、臨検・捜索においては、警察官と関係機関職員との円滑な連携が重要であり、そのための法的根拠、対応の限界等を習得することを目的に警察・児童相談所の児童虐待対応合同研修会を開催する。

研修会は、11月17日、倉吉市みどり町にある県立皆生学園で開催し、県、 市町村、警察の関係者60人程度が参加する予定である。

研修会では、児童虐待通告受理から臨検・捜索に至るまでの手続の流れについての講習のほか、模擬訓練、意見交換等を行う。

#### 委員

令和3年度中の全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数が20万件を超えていたと思う。件数が多い理由の一つとして、児童虐待が社会の大きな問題となり、以前と比べて、躊躇せず児童虐待の通報がなされているからであると思う。

児童は親が守るべきものであったが、社会情勢の変化により、社会で守っていかなければならなくなった。このような研修会などを通じて、引き続き児童の安全確保に取り組んでいただきたい。

# 委員

児童虐待事案では、警察と関係機関との円滑な連携が大事であると思う。1つの機関の判断だけで、児童虐待への対応に見逃しがないようにしていただきたい。また、この研修会の中で問題点を共有し、児童虐待による悲惨な事件等が起こらないよう、対応力を向上させていただきたい。

(5) 鳥取警察署の取組 (活動) 状況 (鳥取警察署)

## 鳥取警察署

鳥取警察署から、署員の提言を反映させた施策の実施状況のほか、より良い職 場環境構築のための取組状況について説明がなされた。

## 委員

鳥取警察署の取組は、全て人材育成につながるものであると思う。

鳥取警察署では、女性職員の割合が少ないが、今後、女性の活躍推進が求められると思うので、引き続き、女性の活躍推進の取組をしていただきたい。

## 委 員

鳥取警察署は、県下でも規模の大きな警察署であり、特に、若手警察職員の育成が、鳥取県の治安維持につながると思うので、しっかりと組織で育成していただきたい。

#### 5 その他

令和4年度サイバーコンテスト(サイバー捜査部門)予選出場について(生活 安全部)

## 警察本部

11月7日及び8日の両日、警察庁主催の令和4年度サイバーコンテストが開催された。このサイバーコンテストは、サイバー捜査に必要な専門的な知識・技能を競う大会で、3人1組のチーム戦である。本県からは2チームが参加した。今年度から情報通信部情報技術解析課の職員の選出が必須となり、鳥取県情報通信部からも職員1人の参加をいただき、持てる知識・技能を遺憾なく発揮して最善を尽くした。

# 委員

サイバー犯罪は、今後ますます増えていくと思われる。サイバー犯罪の場合、 一つの県警察だけでは対応できないと思うので、全国でこのようなコンテストを 開催しながら、各県警察のレベルアップを図るということはとても素晴らしいことであると思う。

### 第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取 5 件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

- 2 報告事項
  - ・審査請求の受理
  - ・公安委員会宛て苦情の受理
- 3 決裁
  - ・審査請求の裁決
  - ・公安委員会宛て苦情に対する回答
  - ・鳥取県警察本部長専決規程の一部改正
- 4 公安委員会委員間の事前検討・協議等
- 5 公安委員会補佐室からの事務連絡等 公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。